

保育所の設置認可について

概要	設置者名	社会福祉法人 山栄会										
	名称	サンパティオ大町保育園（新規開設）										
	位置	秋田市大町一丁目2-7										
	事業開始予定	平成28年4月1日										
	土地状況	面積	2,252.82㎡				所有形態	-		所有者	-	
	建物状況	建築面積	659.07㎡				延床面積	626.18㎡		構造	鉄骨造	
		補助金	他制度利用				所有形態	賃借契約		所有者	株式会社竹半	
	保育時間	標準時間	7:00~18:00				短時間	8:00~16:00				
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
	定員	10	14	14	14	14	14	80	定員20人以上 (現員はH28.1月現在)			
現員	0	0	0	0	0	0	0					
設備	乳児室	改築中	1階		40.48㎡		0・1歳	24人 × 3.30㎡ = 79.20㎡以上				
	ほふく室	改築中	1階		79.63㎡							
	小計	計		120.11㎡		乳児室又はほふく室		79.20㎡以上				
	保育室	改築中	1階		115.44㎡		2歳以上	56人 × 1.98㎡ = 110.88㎡以上				
	遊戯室	改築中	1階		68.58㎡		2歳以上	人 × 1.98㎡ = 0.00㎡以上				
	小計	計		184.02㎡		保育室又は遊戯室		110.88㎡以上				
	調理室	新築中				要		2歳以上児を入所させる場合設置				
	便所	新築中				大:8、小:6		要				
	医務室	新築中						要				
	調乳室等	新築中						要 乳児を入所させる場合に設置				
	沐浴室等	新築中						要 3歳未満児を入所させる場合に設置				
	2階保育に室等設置を	避難用設備							避難用設備を設けなければならない			
		耐火性転落事故防止設備							耐火建築物又は準耐火建築物 転落防止設備を設置			
	屋外遊戯場		無			㎡		2歳以上	56人 × 3.30㎡ = 184.80㎡以上			
場所		代替地対応(500m)						満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。)				
代替地		矢留町児童公園										
保育用具	有	室内滑台、椅子ブランコ、歩行器、手押車、楽器、机、積木、絵本ほか				保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						
職員	所長					1人		配置した場合は所長設置加算を算定				
	保育士					11.5人		0歳	10人 ÷ 3人 = 3.3人			
								1・2歳	28人 ÷ 6人 = 4.6人			
								3歳	14人 ÷ 20人 = 0.7人			
								4・5歳	28人 ÷ 30人 = 0.9人			
								年齢別配置基準		10人		
							加配	定員90人以下の場合1人加配		1.0人		
								標準時間児を受け入れる場合1人加配		1.0人		
						非常勤保育士		0.5人				
調理員	委託予定				0人		40人以下:1人、150人以下:2人、151人以上:3人(うち1人非常勤)					
事務職員					1人		所長が事務を執る場合は不要					
嘱託医	(小児科)				1人							
	(歯科)				1人							

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	20年の賃貸借契約
	保育所を運営するために必要な経済的基礎がある（例：年間事業費の1/12以上を現金で有している）		残高証明書で確認予定
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	社会福祉法人および通信制高校の経営実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有している	適	社会福祉法人の経営実績
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>認可に求められる基準を満たしており、保育所として認可したい。          保育所の運営実績はないものの、保育経験豊かな保育士と新卒の保育士をバランス良く採用し、研修・実習も含めた開園準備に精力的に取り組んでいる。</p>		

### 保育所の設置認可について

概要	設置者名	学校法人 加賀谷学園										
	名称	将軍野幼稚園附属 キッズステーションしょうぐんの (認定保育施設として運営中)										
	位置	秋田市将軍野青山町9-17										
	事業開始予定	平成28年4月1日										
	土地状況	面積	1,188.10 m <sup>2</sup>			所有形態	自己所有	所有者	(学)加賀谷学園			
	建物状況	建築面積	238.02 m <sup>2</sup>			延床面積	254.25 m <sup>2</sup>		構造	木造2階建て		
		補助金	なし			所有形態	自己所有	所有者	(学)加賀谷学園			
	保育時間	標準時間	7:00~18:00					短時間	9:00~17:00			
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準		
	定員		9	15	15				39	定員20人以上 (現員はH28.1月現在)		
現員		12	15	14				41				
設備	乳児室	有	1階		37.60 m <sup>2</sup>		0・1歳	24人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 79.20 m <sup>2</sup> 以上				
	ほふく室	有	1階		49.99 m <sup>2</sup>							
	小計	計		87.59 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室		79.20 m <sup>2</sup> 以上				
	保育室	有	1階		52.37 m <sup>2</sup>		2歳以上	15人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 29.70 m <sup>2</sup> 以上				
	遊戯室	無	階				2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上				
	小計	計		52.37 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室		29.70 m <sup>2</sup> 以上				
	調理室	有	要 2歳以上児を入所させる場合設置									
	便所	有	大:2、小:5 要									
	医務室	有	要									
	調乳室等	有	要 乳児を入所させる場合に設置									
	沐浴室等	有	要 3歳未満児を入所させる場合に設置									
	2階育に室等設置を	避難用設備	避難用設備を設けなければならない									
		耐火性転落事故防止設備	耐火建築物又は準耐火建築物 転落防止設備を設置									
	屋外遊戯場		有	124.00 m <sup>2</sup>				2歳以上	15人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 49.50 m <sup>2</sup> 以上			
場所		同一敷地内										
代替地		満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。)										
保育用具	有	室内滑台、楽器、積木、机、椅子、絵本				保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						
職員	所長	兼任		1人		配置した場合は所長設置加算を算定						
	保育士	1人採用予定	9.7人	0歳	9人 ÷ 3人 = 3.0人							
				1・2歳	30人 ÷ 6人 = 5.0人							
				3歳	0人 ÷ 20人 = 0.0人							
				4・5歳	0人 ÷ 30人 = 0.0人							
				年齢別配置基準		8人						
	加配	定員90人以下の場合1人加配		1.0人								
		標準時間児を受け入れる場合1人加配		1.0人								
		非常勤保育士		0.5人								
	調理員			1.7人		40人以下:1人、150人以下:2人、151人以上:3人 (うち1人非常勤)						
事務職員			1人		所長が事務を執る場合は不要							
嘱託医	(小児科)		1人									
	(歯科)		1人									

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	自己所有
	保育所を運営するために必要な経済的基礎がある（例：年間事業費の1/12以上を現金で有している）		残高証明書で確認予定
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	幼稚園の経営実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有している	適	認可外保育施設の経営実績
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>認可に求められる基準を満たしており、保育所として認可したい。          幼稚園の保護者ニーズに応える形で在園の弟妹を中心とした施設として発足したが、外部からの希望が増え、認可施設として広く地域の待機児童を受け入れていきたいとのことである。          学園の姉妹園との連携や人事交流等を考慮し、幼稚園は当面現状維持ですすめたいとのこと。          なお、認可に伴い加配も必要となることから、必要な保育士数の確保を確認した後に認可証を交付する。</p>		

保育所の設置認可について

概要	設置者名	学校法人 聖園学園										
	名称	聖園学園短期大学附属みそのべビー保育園（幼保連携型認定こども園として運営中）										
	位置	秋田市保戸野すわ町1-58										
	事業開始予定	平成28年4月1日										
	土地状況	面積	8,813.07 m <sup>2</sup>			所有形態	自己所有	所有者	学校法人聖園学園			
	建物状況	建築面積	360.00 m <sup>2</sup>			延床面積	608.70 m <sup>2</sup>		構造	鉄筋コンクリート造2階建て		
		補助金	なし			所有形態	自己所有	所有者	学校法人聖園学園			
	保育時間	標準時間	7:30~18:30					短時間	8:00~16:00			
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
	定員	18	21	21				60	定員20人以上 (現員はH28.1月現在)			
現員	20	24	22				66					
設備	乳児室	有	1階		94.97 m <sup>2</sup>		0・1歳	39人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 128.70 m <sup>2</sup> 以上				
	ほふく室	有	1階		75.18 m <sup>2</sup>							
	小計	計		170.15 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室		128.70 m <sup>2</sup> 以上				
	保育室	有	1・2階		88.97 m <sup>2</sup>		2歳以上	21人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 41.58 m <sup>2</sup> 以上				
	遊戯室	無	階				2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上				
	小計	計		88.97 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室		41.58 m <sup>2</sup> 以上				
	調理室	有					要	2歳以上児を入所させる場合設置				
	便所	有			大:2、小:3		要					
	医務室	有					要					
	調乳室等	有					要	乳児を入所させる場合に設置				
	沐浴室等	有					要	3歳未満児を入所させる場合に設置				
	2階育に室等設置を	避難用設備	有			避難用すべり台		[要]	避難用設備を設けなければならない			
		耐火性	適					[要]	耐火建築物又は準耐火建築物			
		転落事故防止設備	有					[要]	転落防止設備を設置			
			有			387.00 m <sup>2</sup>		2歳以上	21人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 69.30 m <sup>2</sup> 以上			
屋外遊戯場	場所	同一敷地内						満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。)				
	代替地											
保育用具	有	手押し車、楽器、積木、椅子・机、絵本				保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						
職員	所長	有				1人		配置した場合は所長設置加算を算定				
	保育士					16人		0歳	18人 ÷ 3人 = 6.0人			
								1・2歳	42人 ÷ 6人 = 7.0人			
								3歳	0人 ÷ 20人 = 0.0人			
								4・5歳	0人 ÷ 30人 = 0.0人			
								年齢別配置基準		13人		
							加配	定員90人以下の場合1人加配		1.0人		
								標準時間児を受け入れる場合1人加配		1.0人		
							非常勤保育士 0.5人					
	調理員					2人		40人以下:1人、150人以下:2人、151人以上:3人(うち1人非常勤)				
事務職員					1人		所長が事務を執る場合は不要					
嘱託医	(小児科)				1人							
	(歯科)				1人							

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	保育所、幼保連携型認定こども園としての運営実績（以下同じ）
	保育所を運営するために必要な経済的基礎がある（例：年間事業費の1/12以上を現金で有している）	適	
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有している	適	
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	
所見	<p>認可に求められる基準を満たしており、保育所として認可したい。          社会福祉法人設立の保育所として1920年の設立以来、0歳児から2歳児までに特化した保育を行ってきており、行事や日常の保育等これまでに培った運営を維持したいという思いが強い。また、これまで以上の保育の充実を図りたいという考えのもと、施設改修も予定している（定員10人増予定）。          保育所としての設備および運営に問題はなく、基準を満たしていることから、従前通りの保育所としての運営を認めることとしたい。幼稚園部分については、3歳以上児の幼保連携型認定こども園として存続する予定。</p>		

保育所の設置認可について

概要	設置者名	社会福祉法人 はなづな										
	名称	こぐま保育園（保育所分園として運営中）										
	位置	秋田市泉菅野二丁目9-11										
	事業開始予定	平成28年4月1日										
	土地状況	面積	222.03 m <sup>2</sup>			所有形態	賃借契約	所有者	鈴木 さとみ			
	建物状況	建築面積	132.53 m <sup>2</sup>			延床面積	173.10 m <sup>2</sup>		構造	木造2階建て		
		補助金	なし			所有形態	賃借契約	所有者	鈴木 さとみ			
	保育時間	標準時間	7:00~18:00					短時間	8:00~16:00			
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
	定員	5	5	5	5	5	5	30	定員20人以上 (現員はH28.1月現在)			
現員	6	7	6	4	5	3	31					
設備	乳児室	有	1階		20.16 m <sup>2</sup>		0・1歳	10人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 33.00 m <sup>2</sup> 以上				
	ほふく室	有	1階		19.50 m <sup>2</sup>							
	小計	計		39.66 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室		33.00 m <sup>2</sup> 以上				
	保育室	有	1階		51.92 m <sup>2</sup>		2歳以上	20人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 39.60 m <sup>2</sup> 以上				
	遊戯室	無	階				2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上				
	小計	計		51.92 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室		39.60 m <sup>2</sup> 以上				
	調理室	有					要	2歳以上児を入所させる場合設置				
	便所	有			大:3、小:1		要					
	医務室	有			改修済み		要					
	調乳室等	有					要	乳児を入所させる場合に設置				
	沐浴室等	有					要	3歳未満児を入所させる場合に設置				
	2階保育に室等設置を	避難用設備					避難用設備を設けなければならない					
		耐火性					耐火建築物又は準耐火建築物					
		転落事故防止設備					転落防止設備を設置					
	屋外遊戯場		無			m <sup>2</sup>		2歳以上	20人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 66.00 m <sup>2</sup> 以上			
場所		代替地対応 (100m)				満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。)						
代替地		泉ハイタウン街区公園 (2700m <sup>2</sup> )										
保育用具	有			室内滑り台、電子ピアノ、積木、椅子・机、絵本		保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						
職員	所長	有			1人		配置した場合は所長設置加算を算定					
	保育士	10人	0歳	5人 ÷ 3人 =		1.6人						
			1・2歳	10人 ÷ 6人 =		1.6人						
			3歳	5人 ÷ 20人 =		0.2人						
			4・5歳	10人 ÷ 30人 =		0.3人						
			年齢別配置基準		4人							
	加配		定員90人以下の場合1人加配			1.0人						
			標準時間児を受け入れる場合1人加配			1.0人						
			非常勤保育士			0.5人						
	調理員				1人		40人以下:1人、150人以下:2人、151人以上:3人 (うち1人非常勤)					
事務職員				人		所長が事務を執る場合は不要						
嘱託医	(小児科)			1人								
	(歯科)			1人								

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	15年の賃貸借契約
	保育所を運営するために必要な経済的基礎がある（例：年間事業費の1/12以上を現金で有している）	適	現在運営中
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	保育所の経営実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有している	適	保育所の経営実績
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>認可に求められる基準を満たしており、保育所として認可したい。 平成22年度より保育所分園として運営している。新制度施行に伴い、保育所の設置基準が定員20人となったことから、医務スペースを新たに設置して単独の保育所として運営し、質の向上を図りたいとのことである。</p>		



保育所の設置認可について

概要	設置者名	社会福祉法人 はなづな										
	名称	こどものいえ保育園（保育所分園として運営中）										
	位置	秋田市外旭川字三後田172										
	事業開始予定	平成28年4月1日										
	土地状況	面積	290.39 m <sup>2</sup>			所有形態	賃借契約	所有者	佐藤兼秀			
	建物状況	建築面積	104.34 m <sup>2</sup>			延床面積	208.68 m <sup>2</sup>		構造	木造2階建て		
		補助金	なし			所有形態	賃借契約	所有者	佐藤兼秀			
	保育時間	標準時間	7:00~18:00					短時間	8:00~16:00			
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
	定員	3	5	5	5	5	5	28	定員20人以上 (現員はH27.3月現在)			
現員	5	6	5	5	6	8	35					
設備	乳児室	有	1階		10.34 m <sup>2</sup>		0・1歳	8人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 26.40 m <sup>2</sup> 以上				
	ほふく室	有	1階		17.89 m <sup>2</sup>							
	小計	計		28.23 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室		26.40 m <sup>2</sup> 以上				
	保育室	有	1階		48.86 m <sup>2</sup>		2歳以上	20人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 39.60 m <sup>2</sup> 以上				
	遊戯室	無	階				2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上				
	小計	計		48.86 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室		39.60 m <sup>2</sup> 以上				
	調理室	有					要 2歳以上児を入所させる場合設置					
	便所	有			大:2、小:1		要					
	医務室	有			改修済み		要					
	調乳室等	有					要 乳児を入所させる場合に設置					
	沐浴室等	有					要 3歳未満児を入所させる場合に設置					
	2階育に室等設置を	避難用設備					避難用設備を設けなければならない					
		耐火性					耐火建築物又は準耐火建築物					
		転落事故防止設備					転落防止設備を設置					
屋外遊戯場		無			m <sup>2</sup>		2歳以上	20人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 66.00 m <sup>2</sup> 以上				
	場所	代替地対応(200m)				満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。)						
	代替地	市場西第二街区公園(1,700m <sup>2</sup> )										
保育用具	有	室内滑り台、電子ピアノ、積木、椅子・机、絵本、椅子ブランコ、歩行器ほか				保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						
職員	所長			1人		配置した場合は所長設置加算を算定						
	保育士			8人		0歳	3人 ÷ 3人 = 1.0人					
						1・2歳	10人 ÷ 6人 = 1.6人					
						3歳	5人 ÷ 20人 = 0.2人					
						4・5歳	10人 ÷ 30人 = 0.3人					
						年齢別配置基準		3人				
	加配					定員90人以下の場合1人加配		1.0人				
						標準時間児を受け入れる場合1人加配		1.0人				
						非常勤保育士		0.5人				
	調理員			1人		40人以下:1人、150人以下:2人、151人以上:3人(うち1人非常勤)						
事務職員			人		所長が事務を執る場合は不要							
嘱託医	(小児科)		1人									
	(歯科)		1人									

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	15年の賃貸借契約
	保育所を運営するために必要な経済的基礎がある（例：年間事業費の1/12以上を現金で有している）	適	現在運営中
	過去3年以上純損失を計上していない	—	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	保育所の経営実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有している	適	保育所の経営実績
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>認可に求められる基準を満たしており、保育所として認可したい。 平成22年度より保育所分園として運営している。新制度施行に伴い、保育所の設置基準が定員20人となったことから、医務スペースを新たに設置して単独の保育所として運営し、質の向上を図りたいとのことである。</p>		

### 保育所の設置認可について

概要	設置者名	社会福祉法人 白百合保育園										
	名称	(仮) 第二白百合保育園 (公立保育所として運営中)										
	位置	秋田市泉中央五丁目6-1										
	事業開始予定	平成28年4月1日										
	土地状況	面積	1,644.19 m <sup>2</sup>			所有形態	賃借契約	所有者	秋田市			
	建物状況	建築面積	783.54 m <sup>2</sup>			延床面積	816.11 m <sup>2</sup>		構造	鉄骨造		
		補助金	なし			所有形態	自己所有	所有者	白百合保育園			
	保育時間	標準時間	7:00~18:00					短時間	9:00~17:00			
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
	定員	20	20	20	20	20	20	120	定員20人以上 (現員はH28.1月現在)			
現員	15	17	23	24	29	27	135					
設備	乳児室	有	1階		28.00 m <sup>2</sup>		0・1歳	40人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 132.00 m <sup>2</sup> 以上				
	ほふく室	有	1階		117.00 m <sup>2</sup>							
	小計	計		145.00 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室 132.00 m <sup>2</sup> 以上						
	保育室	有	1階		151.69 m <sup>2</sup>		2歳以上	80人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 158.40 m <sup>2</sup> 以上				
	遊戯室	有	1階		92.93 m <sup>2</sup>		2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上				
	小計	計		244.62 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室 158.40 m <sup>2</sup> 以上						
	調理室	有						要 2歳以上児を入所させる場合設置				
	便所	有						要				
	医務室	有						要				
	調乳室等	有						要 乳児を入所させる場合に設置				
	沐浴室等	有						要 3歳未満児を入所させる場合に設置				
	2階保育に室等設置を	避難用設備						避難用設備を設けなければならない				
		耐火性転落事故防止設備						耐火建築物又は準耐火建築物 転落防止設備を設置				
	屋外遊戯場		有	800.00 m <sup>2</sup>				2歳以上	80人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 264.00 m <sup>2</sup> 以上			
場所		同一敷地内					満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。)					
代替地												
保育用具	有	楽器、椅子・机、積木、絵本ほか				保育室等には保育に必要な用具を備えつること						
職員	所長	有		1人		配置した場合は所長設置加算を算定						
	保育士			19人		0歳	20人 ÷ 3人 = 6.6人					
						1・2歳	40人 ÷ 6人 = 6.6人					
						3歳	20人 ÷ 20人 = 1.0人					
						4・5歳	40人 ÷ 30人 = 1.3人					
						年齢別配置基準		16人				
					加配	定員90人以下の場合1人加配		人				
						標準時間児を受け入れる場合1人加配		1.0人				
						非常勤保育士 0.5人						
調理員			3人		40人以下: 1人、150人以下: 2人、151人以上: 3人 (うち1人非常勤)							
事務職員			人		所長が事務を執る場合は不要							
嘱託医	(小児科)		1人									
	(歯科)		1人									

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	建物無償譲渡 土地は市と賃貸契約
	保育所を運営するために必要な経済的基礎がある（例：年間事業費の1/12以上を現金で有している）		残高証明書で確認予定
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	保育所の経営実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有している	適	保育所の経営実績
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	公立保育所の民間移行案件。移管先法人との引き継ぎ保育や保護者との協議も十分に行っており、円滑な移行に向けて準備を進めているところである。		

### 保育所の設置認可について

概要	設置者名	社会福祉法人 翼友会											
	名称	ナーサリー土崎（公立保育所として運営中）											
	位置	秋田市土崎港中央六丁目10-6											
	事業開始予定	平成28年4月1日											
	土地状況	面積	4,929.66 m <sup>2</sup>				所有形態	賃借契約	所有者	秋田市			
	建物状況	建築面積	687.90 m <sup>2</sup>				延床面積	1,150.00 m <sup>2</sup>		構造	鉄筋コンクリート造2階建て		
		補助金	なし				所有形態	自己所有	所有者	(社)翼友会			
	保育時間	標準時間	7:00~18:00					短時間	8:30~16:30				
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準				
	定員	16	16	18	22	24	24	120	定員20人以上 (現員はH28.1月現在)				
現員	18	18	25	26	24	28	139						
設備	乳児室	有	1階		44.62 m <sup>2</sup>		0・1歳	32人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 105.60 m <sup>2</sup> 以上					
	ほふく室	有	1階		128.00 m <sup>2</sup>								
	小計	計		172.62 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室 105.60 m <sup>2</sup> 以上							
	保育室	有	1・2階		251.25 m <sup>2</sup>		2歳以上	88人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 174.24 m <sup>2</sup> 以上					
	遊戯室	有	1階		223.00 m <sup>2</sup>		2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上					
	小計	計		474.25 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室 174.24 m <sup>2</sup> 以上							
	調理室	有						要	2歳以上児を入所させる場合設置				
	便所	有	大11、小7					要					
	医務室	有						要					
	調乳室等	有						要	乳児を入所させる場合に設置				
	沐浴室等	有						要	3歳未満児を入所させる場合に設置				
	2階育に室等設置を	避難用設備	有			避難用すべり台		[要]	避難用設備を設けなければならない				
		耐火性	適					[要]	耐火建築物又は準耐火建築物				
		転落事故防止設備	有					[要]	転落防止設備を設置				
屋外遊戯場		有			1,200.00 m <sup>2</sup>		2歳以上	88人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 290.40 m <sup>2</sup> 以上					
	場所	同一敷地内					満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。)						
	代替地												
保育用具	有	楽器、椅子・机、積木、絵本ほか					保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						
職員	所長	有	1人					配置した場合は所長設置加算を算定					
	保育士	18人	0歳	16人 ÷ 3人 =		5.3人							
			1・2歳	34人 ÷ 6人 =		5.6人							
			3歳	22人 ÷ 20人 =		1.1人							
			4・5歳	48人 ÷ 30人 =		1.6人							
			年齢別配置基準		14人								
	加配		定員90人以下の場合1人加配					人					
			標準時間児を受け入れる場合1人加配					1.0人					
非常勤保育士					0.5人								
調理員	2人					40人以下：1人、150人以下：2人、151人以上：3人 (うち1人非常勤)							
事務職員	1人					所長が事務を執る場合は不要							
嘱託医	(小児科)		1人										
	(歯科)		1人										

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	建物無償譲渡 土地は市と賃貸契約
	保育所を運営するために必要な経済的基礎がある（例：年間事業費の1/12以上を現金で有している）		残高証明書で確認予定
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	保育所の経営実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有している	適	保育所の経営実績
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	公立保育所の民間移行案件。移管先法人との引き継ぎ保育や保護者との協議も十分に行っており、円滑な移行に向けて準備を進めているところである。		

保育所の設置認可について

概要	設置者名	社会福祉法人 秋田県母子寡婦福祉連合会										
	名称	かわぐち保育園（公立保育所として運営中）										
	位置	秋田市檜山登町10-50										
	事業開始予定	平成28年4月1日										
	土地状況	面積	1,036.88 m <sup>2</sup>			所有形態	賃借契約	所有者	秋田市			
	建物状況	建築面積	297.25 m <sup>2</sup>			延床面積	498.10 m <sup>2</sup>		構造	鉄骨造2階建て		
		補助金	なし			所有形態	自己所有	所有者	(社) 県母連			
	保育時間	標準時間	7:00~18:00					短時間	8:30~16:30			
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準		
	定員	6	9	9	12	12	12	60	定員20人以上 (現員はH28.1月現在)			
現員	10	12	12	11	13	13	71					
設備	乳児室	有	1階		42.55 m <sup>2</sup>		0・1歳	15人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 49.50 m <sup>2</sup> 以上				
	ほふく室	有	1階		47.00 m <sup>2</sup>							
	小計	計		89.55 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室		49.50 m <sup>2</sup> 以上				
	保育室	有	1・2階		92.43 m <sup>2</sup>		2歳以上	45人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 89.10 m <sup>2</sup> 以上				
	遊戯室	有	1階		90.00 m <sup>2</sup>		2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上				
	小計	計		182.43 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室		89.10 m <sup>2</sup> 以上				
	調理室	有					要	2歳以上児を入所させる場合設置				
	便所	有			大4、小3		要					
	医務室	有					要					
	調乳室等	有					要	乳児を入所させる場合に設置				
	沐浴室等	有					要	3歳未満児を入所させる場合に設置				
	2階育に室等設置を	避難用設備	有			避難用すべり台		[要]	避難用設備を設けなければならない			
		耐火性	適					[要]	耐火建築物又は準耐火建築物			
		転落事故防止設備	有					[要]	転落防止設備を設置			
	屋外遊戯場		有			280.00 m <sup>2</sup>		2歳以上	45人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 148.50 m <sup>2</sup> 以上			
		場所	同一敷地内						満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。)			
代替地												
保育用具	有	楽器、椅子・机、積木、絵本ほか				保育室等には保育に必要な用具を備えつること						
職員	所長	有	1人				配置した場合は所長設置加算を算定					
	保育士	10人	0歳	6人 ÷ 3人 = 2.0人								
			1・2歳	18人 ÷ 6人 = 3.0人								
			3歳	12人 ÷ 20人 = 0.6人								
			4・5歳	24人 ÷ 30人 = 0.8人								
			年齢別配置基準		6人							
			加配	定員90人以下の場合1人加配	1.0人							
	標準時間児を受け入れる場合1人加配	1.0人										
		非常勤保育士		0.5人								
	調理員	2人								40人以下：1人、150人以下：2人、151人以上：3人（うち1人非常勤）		
事務職員	1人								所長が事務を執る場合は不要			
嘱託医	(小児科)	1人										
	(歯科)	1人										

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	建物無償譲渡 土地は市と賃貸契約
	保育所を運営するために必要な経済的基礎がある（例：年間事業費の1/12以上を現金で有している）		残高証明書で確認予定
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	保育所の経営実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有している	適	保育所の経営実績
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	公立保育所の民間移行案件。移管先法人との引き継ぎ保育や保護者との協議も十分に行っており、円滑な移行に向けて準備を進めているところである。		



幼保連携型認定こども園の設置認可について

概要	設置者名	学校法人秋田市旭川幼稚園									
	名称	あさひかわこども園（幼稚園型認定こども園として運営中）									
	位置	秋田市泉東町8-56									
	開園予定	平成28年4月1日									
	土地状況	面積	2,650.03 m <sup>2</sup>		所有形態	自己所有	所有者	(学) 秋田市旭川幼稚園			
	建物状況	建築面積	1,065.27 m <sup>2</sup>		延床面積	1,791.57 m <sup>2</sup>	構造	鉄筋コンクリート造2階建			
		補助金	有		所有形態	自己所有	所有者	(学) 秋田市旭川幼稚園			
	保育時間	標準時間	7:30~18:30			短時間	8:30~16:30				
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準	
	定員	1号 2・3号				45	45	46	136	定員20人以上 (現員はH27.3月現在)	
現員	1号 2・3号				53	46	38	137			
学級数					2	2	2	6			
設備	園舎				1,560.52 m <sup>2</sup>			320+100×(6-2) = 720.00 m <sup>2</sup>		1学級は 180m <sup>2</sup>	
	乳児室	有	1階	84.37 m <sup>2</sup>			0・1歳	21人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 69.30 m <sup>2</sup> 以上			
	ほふく室	有	1階	16.50 m <sup>2</sup>							
	小計	計			100.87 m <sup>2</sup>			乳児室又はほふく室 69.30 m <sup>2</sup> 以上			
	保育室	有	1・2階	400.12 m <sup>2</sup>			2歳以上	192人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 380.16 m <sup>2</sup> 以上			
	遊戯室	有	2階	202.15 m <sup>2</sup>			2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上			
	小計	計			602.27 m <sup>2</sup>			保育室又は遊戯室 380.16 m <sup>2</sup> 以上			
	調理室	有				要					
	便所	有				大16、小15		要			
	職員室	有				要					
	保健室	有				要					
	調乳室等	有				要 乳児を入所させる場合に設置					
	沐浴室等	有				要 3歳未満児を入所させる場合に設置					
	足洗用設備 手洗用設備	有				要					
	飲料水用設備	有				要 上記設備と区別して設置する必要がある					
	2保育室に設置を 避難用設備	避難用設備	有				避難階段		[要] 避難用設備を設けなければならない		
		耐火性	適						[要] 耐火建築物又は準耐火建築物		
		転落事故防止設備	有						[要] 転落防止設備を設置		
	園庭	面積				1,261.00 m <sup>2</sup>			3歳以上	400+80×(6-3) = 640 m <sup>2</sup> 以上	
		場所	同一敷地内						2歳	0人 × 3.3m <sup>2</sup> = 0 m <sup>2</sup> 以上	
代替地								2歳部分は代替地対応可		合計 640 m <sup>2</sup> 以上	
保育用具	有	室内滑り台、椅子ブランコ、楽器、椅子・机、絵本、積木等			保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						

職員	園長	有	1人	1人	
	保育教諭		22人	0歳	10人 ÷ 3人 = 3.3人
				1・2歳	22人 ÷ 6人 = 3.6人
				3歳	60人 ÷ 20人 = 3.0人
				4・5歳	121人 ÷ 30人 = 4.0人
				年齢別配置基準 14人	
				加配	定員90人以下の場合1人加配
	主幹保育教諭専任化の代替教諭	2.0人			
	標準時間を受け入れる場合1人加配	1.0人			
	講師	0.5人			
調理員	外部委託	人	40人以下：1人、150人以下：2人、151人以上：3人 (うち1人非常勤)		
事務職員	有	1人	園長等が事務を執る場合は不要		
嘱託医等	(小児科)	1人			
	(歯科)	1人			
	(薬剤師)	1人			
設備以外の基準	認定子ども園法第17条第2項に規定する欠格事由に該当しない			適	誓約書により確認
所見	認可に求められる基準を満たしており、幼保連携型認定子ども園として認可したい。 幼稚園型認定子ども園として1年間の運営実績を挙げ、定員増に向けた増築工事も終え、4月の開園に向けて準備を進めているところである。				

### 小規模保育事業（A型）の認可について

概要	設置者名	(株) JAWA								
	名称	きらきら保育園（認可外保育施設として運営中）								
	位置	秋田市中通四丁目17-15								
	事業開始予定	平成28年4月1日								
	土地状況	面積	1,399.57 m <sup>2</sup>		所有形態	賃借契約	所有者	(株)横手プラザホテル		
	建物状況	建築面積	871.67 m <sup>2</sup>		延床面積	114.28 m <sup>2</sup>	構造	鉄骨造		
		補助金	なし		所有形態	賃借契約	所有者	(株)横手プラザホテル		
	保育時間	標準時間	7:30~18:30		短時間	8:00~16:00				
	連携施設	施設名	山王幼稚園・保育園				連携内容	卒園児の受け入れ		
	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準
定員		3	6	10				19	定員6~19人	
現員		5	4	2	1	0	0	12		
設備	乳児室	有 1階		33.87 m <sup>2</sup>		0・1歳	9人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 29.70 m <sup>2</sup> 以上			
	ほふく室									
	小計	計		33.87 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室 29.70 m <sup>2</sup> 以上				
	保育室	有 1階		33.37 m <sup>2</sup>		2歳以上	10人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 19.80 m <sup>2</sup> 以上			
	遊戯室					2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上			
	小計	計		33.37 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室 19.80 m <sup>2</sup> 以上				
	調理設備	有		施設内厨房を使用		要 一定の要件の下、搬入施設からの搬入も可				
	便所	有		大:5, 小:1		要				
	調乳室等	有				要 乳児を入所させる場合に設置				
	沐浴室等	有				要 3歳未満児を入所させる場合に設置				
	2階保育室に設置を	避難用設備					避難用設備を設けなければならない			
		耐火性転落事故防止設備					耐火建築物又は準耐火建築物 転落防止設備を設置			
	屋外遊戯場		有	70.80 m <sup>2</sup>		2歳以上	10人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 33.00 m <sup>2</sup> 以上			
場所		同一敷地内		満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。)						
保育用具	有		積木、絵本、ピアノ等		保育室等には保育に必要な用具を備えつけること					
職員	管理者	有(兼務)		1人		配置した場合は管理者設置加算を措置 人				
	保育士	2人採用予定	3人	0歳	3人 ÷ 3人 = 1.0人					
				1・2歳	16人 ÷ 6人 = 2.6人					
				3歳	0人 ÷ 20人 = 0.0人					
				4・5歳	0人 ÷ 30人 = 0.0人					
				加配	加配 1.0人					
	計			5人						
	非常勤保育士	1人採用予定		0人		標準時間認定を受けた子どもが利用する場合1人必要				
調理員	施設内より搬入		0人		非常勤で可					
事務職員	無		人		管理者が事務を執る場合は不要					
嘱託医	(小児科)		1人							
	(歯科)		1人							

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	30年の賃貸借契約
	年間事業費の1/12以上を現金で有している		残高証明書により確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	福祉施設の運営実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）	適	小規模保育事業等の運営実績
	法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>認可に求められる基準を満たしており、小規模保育事業（A型）として認可したい。 認可外保育施設として約1年、3歳未満児を中心とした保育を行ってきており、円滑な事業開始が見込まれている。認可に伴い加配も必要となることから、必要な保育士数の確保を確認した後に認可証を交付する。</p>		

小規模保育事業（B型）の認可について

概要	設置者名	小田原 守								
	名称	豆の木保育園（認定保育施設として運営中）								
	位置	秋田市外旭川字三後田111-2								
	事業開始予定	平成28年4月1日								
	土地状況	面積		所有形態	賃借契約	所有者	加賀屋 仁			
	建物状況	建築面積	188.92 m <sup>2</sup>		延床面積	165.25 m <sup>2</sup>		構造	木造平屋建て	
		補助金	なし		所有形態	賃借契約	所有者	加賀屋 仁		
	保育時間	標準時間	7:30~18:30			短時間	8:00~16:00			
	連携施設	施設名	飯島幼稚園、將軍野幼稚園、外旭川わんわんこども園				連携内容	卒園児の受入れ		
	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準
定員		6	6	7				19	定員6~19人	
現員		7	4	10	6	6	7	40		
設備	乳児室	有 1階		18.17 m <sup>2</sup>		0・1歳	12人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 39.60 m <sup>2</sup> 以上			
	ほふく室	有 1階		25.27 m <sup>2</sup>						
	小計	計		43.44 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室		39.60 m <sup>2</sup> 以上		
	保育室	1階		54.50 m <sup>2</sup>		2歳以上	7人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 13.86 m <sup>2</sup> 以上			
	遊戯室					2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上			
	小計	計		54.50 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室		13.86 m <sup>2</sup> 以上		
	調理室	有				要 2歳以上児を入所させる場合設置				
	便所	有		大:3, 小:1		要				
	調乳室等	有				要 乳児を入所させる場合に設置				
	沐浴室等	有				要 3歳未満児を入所させる場合に設置				
	2階育に室等設置を	避難用設備					避難用設備を設けなければならない			
		耐火性転落事故防止設備					耐火建築物又は準耐火建築物 転落防止設備を設置			
	屋外遊戯場	有			280.70 m <sup>2</sup>		2歳以上	7人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 23.10 m <sup>2</sup> 以上		
場所		同一敷地内				満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。（公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。）				
保育用具	有					保育室等には保育に必要な用具を備えつけること				
	室内滑り台、歩行者、手押し車、楽器、積木、絵本等									
職員	管理者	有		1人		配置した場合は管理者設置加算を措置 人				
	保育士等	うち保育従事者3人			7人		0歳	6人 ÷ 3人 = 2.0人		
							1・2歳	13人 ÷ 6人 = 2.1人		
							3歳	0人 ÷ 20人 = 0.0人		
							4・5歳	0人 ÷ 30人 = 0.0人		
							加配	加配 1.0人		
					計		5人			
	非常勤保育士	有		1人		標準時間認定を受けた子どもが利用する場合1人必要				
調理員	有		1人		非常勤で可					
事務職員	無		人		管理者が事務を執る場合は不要					
嘱託医	(小児科)			1人		歯科医と交渉中				
	(歯科)			人						

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	10年間の賃貸借契約
	年間事業費の1/12以上を現金で有している		残高証明書により確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	認定保育施設の運営実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）	適	認定保育施設の運営実績
	法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	認可に求められる基準を満たしており、小規模保育事業（B型）として認可したい。 認可外保育施設として24年間、保育経験が豊富な保育士により近隣地域の子どもを保育してきた。在園する2歳以上児も連携施設等への転園予定であり、円滑な事業開始が見込まれている。		